

令和5年度 阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金(太陽光発電システム等)について

1. 補助対象、補助金額、交付申請期間等

補助対象	住宅用太陽光発電システム及びそれに接続した家庭用蓄電池システム、電気自動車等充給電設備(V2H)
補助金額	住宅用太陽光発電システム 1件上限7万円 家庭用蓄電池システム、電気自動車等充給電設備(V2H) 1件上限10万円
受付件数	住宅用太陽光発電システム 70件程度 家庭用蓄電池システム、電気自動車等充給電設備(V2H) 各5件程度
申請受付期間	4月3日から。なお、3月29日までに実績報告書が提出できなかった場合については、補助金を支給できない場合もありますので、できるだけ早めの申請をお願いします。

※申請受付期間中であっても、予算の上限に達した時点で受付を終了します。

2. 補助対象となるシステムの要件

▽太陽電池出力又はパワコン定格出力の合計値は、2kw以上10kw未満であること。
▽増設等の場合においては、既設分を含めて10kw未満であること。
▽太陽電池モジュール(ソーラーパネル)、パワーコンディショナを同時に設置すること。
▽設置する太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、又は、同等以上の性能、品質が確認されているものであること。
▽家庭用蓄電池システム及び電気自動車等充給電設備(V2H)については、住宅用太陽光発電システムに常時接続されていること。ただし、接続する住宅用太陽光発電システムについては新設・既設を問わない。
▽家庭用蓄電池システムについては、国が補助事業を委託した団体の実施する「ZEH支援事業」において蓄電システム登録済一覧に記載されているものであること。
▽電気自動車等充給電設備(V2H)については、国が実施する電気自動車等充給電設備に係る補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されているものであること。
▽未使用品であること。(共通)
▽リースで設置する場合は対象外。(共通)
▽集合住宅は対象外。(共通)
▽併用住宅(店舗)で、延床面積の2分の1以上が店舗の用に供する場合は対象外。(共通)

3. 申請者の要件

※(注意)法人は申請できません。
▽阿南市内の住宅に対象システムを設置する個人で、次の各号のいずれにも該当する方です。
(1) 阿南市内に住所がある方
(2) 市税等を滞納していない方。
(3) 補助対象システムについて、過去に阿南市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金の交付を受けていない方
▽交付申請時に住所が阿南市以外の方でも申請可能ですが、実績報告書提出時に阿南市内に転入済み(住民票が阿南市で取得できる状態)であること。

4. 申請要件

▽補助対象システムの設置工事前に補助金交付申請書を提出し、交付決定通知書を受けてから設置工事に着手すること。
▽補助対象システムが設置済みの建売住宅を購入する場合は、交付決定通知を受けた後、住宅の引渡しを受けること。

令和5年度 阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金(太陽光発電システム等)について

5. 実績報告書提出期限

工事完了日(電力の受給開始日)から起算して30日を経過する日、又は、申請年度の3月29日のいずれか早く到来する日

6. システムの管理等について

補助の対象となった住宅用太陽光発電システムについては17年、家庭用蓄電池システム及び電気自動車等充給電設備(V2H)については6年の法定耐用年数の期間は、「善良なる管理者の注意」をもって管理するほか、売却し、譲渡し、廃棄し、又は担保などに供するときは、市長の承認を受ける必要があります。
(提出書類)処分承認申請書(様式第14号)

令和5年度 阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金(太陽光発電システム等)について

7. 交付申請から太陽光発電システム設置工事完了まで手続きの流れ

※提出書類の詳細は、「申請者用チェックリスト」をご確認ください。

<p>手続内容</p>	<p>行為者</p>	<p>提出書類・留意点等</p>
<p>(1)交付申請</p>	<p>申請者</p>	<p>※(注意)工事着工予定日の21日前までに提出してください。 【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交付申請書 <input type="checkbox"/> 補助事業実施計画書 <input type="checkbox"/> 設置予定場所を示す位置図 <input type="checkbox"/> 設置に係る工事の見積書その他書類の写し <input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システムについては、発電された電力の使用形態が分かる書類の写し(例:売電契約の申込書の写しや全量自家消費場合はその内容が分かる工事契約書等の書類など。) <input type="checkbox"/> 工事着手前の現況が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 申請者と太陽光発電を設置する建物の所有者が異なる場合は、当該建物の所有者の承諾書 <input type="checkbox"/> 令和5年1月2日以降に阿南市に転入した交付申請者については、令和5年1月1日に居住していた市区町村長が発行した納税証明書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
<p>(2)受付・書類審査 (3)現場確認 (4)交付決定通知書送付 (不交付決定通知書)</p>	<p>阿南市</p>	<p>○書類審査後、市職員が設置予定場所の確認に伺います。 ※(注意)交付決定前に設置工事に取りかかっている場合は、補助金の交付を受けられません。</p> <p>○申請から交付決定通知書の送付まで、3週間程度かかります。書類に不備がある場合は、この限りではありません。</p> <p>○補助金の交付決定が不相当と認めたときは、交付しない旨の決定をし、不交付決定通知書により申請者に通知します。</p> <p>○通知書は、申請時の住所に送付します。</p> <p>○通知書の再発行はできません。</p>
<p>(5)交付決定通知書の受理 (6)太陽光発電システム設置工事着工 (7)太陽光発電システム設置工事完了</p>	<p>申請者</p>	<p>※(注意)「交付決定通知」を受けた後、設置工事に着手してください。</p> <p>○交付決定後、申請書に記載した内容を変更があるときは、遅滞なく、計画変更申請書に当該変更に係る書類を添えて提出し、承認を受けてください。</p> <p>○交付決定後、太陽光発電システムを廃止しようとするときは、遅滞なく、計画取下げ申請書を提出してください。</p>

令和5年度 阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金(太陽光発電システム等)について

8. 実績報告の手続きの流れ

※提出書類の詳細は、「申請者用チェックリスト」をご確認ください。

<p>手続内容</p>	<p>行為者</p>	<p>提出書類・留意点等</p>
<p>(1)実績報告</p>	<p>申請者</p>	<p>※(注意)工事完了日(電力受給開始日)から起算して30日を経過する日、又は、令和6年3月29日のいずれか早く到達する日までに提出してください。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 実績報告書 <input type="checkbox"/> 別紙1補助事業完了報告書 <input type="checkbox"/> 別紙2太陽電池モジュールの製造番号表(太陽光発電のみ) <input type="checkbox"/> 対象システムを設置した建物全体写真 <input type="checkbox"/> 対象システムの設置状況を示す写真 <input type="checkbox"/> 連系点の建物全体写真 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し (対象システムが設置された建売住宅を購入する場合は、売買契約書の写し) <input type="checkbox"/> 補助対象設備の形状、規格、構造等が確認できるカタログ又は仕様書等の写し <input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システムについては、発電された電力の使用の詳細が分かる書類の写し <input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> 交付申請者の本人確認書類の写し <input type="checkbox"/> その他市長が認める書類 <p>※併用住宅(店舗)の場合は、延床面積の 1/2 以上が住居であることを証明する書類(県への提出書類など)のコピーを提出してください。</p>
<p>(2)受付・書類審査 (3)現場確認 (4)補助金額の確定 (5)確定通知書送付</p>	<p>阿南市</p>	<p>○書類審査後、市職員が現場に伺い、申請どおりに施行されているか確認します。</p> <p>○確定通知書は、太陽光発電システム設置の住宅に送付します。</p> <p>○確定通知書の再発行はできません。</p>
<p>(6)確定通知書の受理 (7)補助金交付請求</p>	<p>申請者</p>	<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 補助金交付請求書
<p>(8)補助金の交付</p>	<p>阿南市</p>	<p>○請求書類等が環境保全課に提出され、約1か月後に指定口座に振り込みます。</p>
<p>(9)補助金 受領</p>	<p>申請者</p>	

令和5年度 阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金(太陽光発電システム等)について

9. 注意事項(「申請者用チェックリスト」もご確認ください)

(1) 現場写真について

- カラーで印刷してください。モノクロの場合は、再提出を求めます。
- 撮影日をご記入ください。
- デジタルカメラを用いて出力・提出する場合は、写真画質相当のものを添付してください。
- 申請時には、工事着手前の現況が確認できる写真を添付してください。申請内容(新築住宅への設置、既存住宅への設置、設置済住宅の購入)により、添付する写真が異なります。
- 実績報告時には、①対象システムを設置した建物の全体写真、②対象システムの設置状況を示す写真、③連携点の建物全体写真、④パワーコンディショナの設置の写真、⑤パワーコンディショナの銘板の写真
- 実績報告時太陽光発電パネルの内容(枚数、設置箇所)が写真で確認しづらい場合は、システムの配置図を添付してください。
- 建物の形状や周辺の地形等で工事後に写真を撮れない場合は、工事の足場があるうちに撮影しておいてください。
- 提出された写真より、設置建物が申請住宅であることが特定できない場合や太陽光発電システムの設置が確認できない等の場合は、写真の再提出を求める又は交付申請及び実績報告を却下する場合があります。

(2) 付近地図について

- インターネット上の地図サイトからダウンロードした地図の提出は、設置予定地が特定しづらいため、できるだけお控えください。
- インターネット上の地図を使わざるを得ない場合は、設置予定地が特定できるよう、付近の状況(隣家の表札名、ランドマーク等)を書き添えてください。

(3) 提出について

- 原則、市役所に来庁し、環境保全課の窓口へ提出してください。
- 諸般の事情により窓口での申請ができない場合は、郵便での申請も可としますが、郵送事故等について、市は一切責任を負うことができません。住民票等の個人情報が記載されている書類が含まれますので、取り扱いには十分ご注意ください。

(4) 変更申請について

- 申請書と実績報告書で数値が異なる場合(定格出力の変更等)は、変更申請書を提出してください。
- 工事完了日の変更など、補助対象設備にかかわらない部分については、変更申請書の提出は必要ありません。
- 申請時の設置予定場所と実績報告時の設置場所が変わる場合は、変更申請書を提出してください。

(5) 契約書・領収書について

- 補助金申請者本人名義であること
- 補助対象製品本体購入費用・設置費用、経費の内訳等が明確にわかるようにしてください。

令和5年度 阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金(太陽光発電システム等)について

(7) その他の要件等

- 太陽電池モジュール(ソーラーパネル)、パワーコンディショナーを同時に設置すること。
(パワーコンディショナーとは、屋根のソーラーパネル(太陽光発電モジュール)で発電した直流の電気を家庭で使える交流に変換する機器のこと。)
- 売電する場合には電力会社と補助金申請者本人との契約であること。

※電力会社との契約者が補助金申請者以外の方(例:親、配偶者など)の場合は、補助金の交付を受けることができません。)

- 一般電力ではない電力の引き込みをした場合は、補助金交付対象外です。
- 受給地点は、補助金申請者の住所と同じであること。
- 受給契約電力(kw)・太陽電池出力(kw)・インバータ定格出力(kw)等が確認できること。
- 発電した電力を売電する場合には、電力の受給開始日が確認出来る書類を提出すること。(電力受給に関する契約確認書の他に、「受給開始日のお知らせ」も添付してください。)
- 売電を行わない自家消費型の太陽光発電システムの場合は、その内容が分かる書類を提出すること。
(「連携開始のお知らせ」等)

② 建築基準法・都市計画法

- 建築基準法において、構造、耐震、外壁等の基準に適合していること。
- 都市計画法の基準はありません。
- 地面の上に太陽光システムを建てる場合は、工作物にあたる。(メガソーラー等)

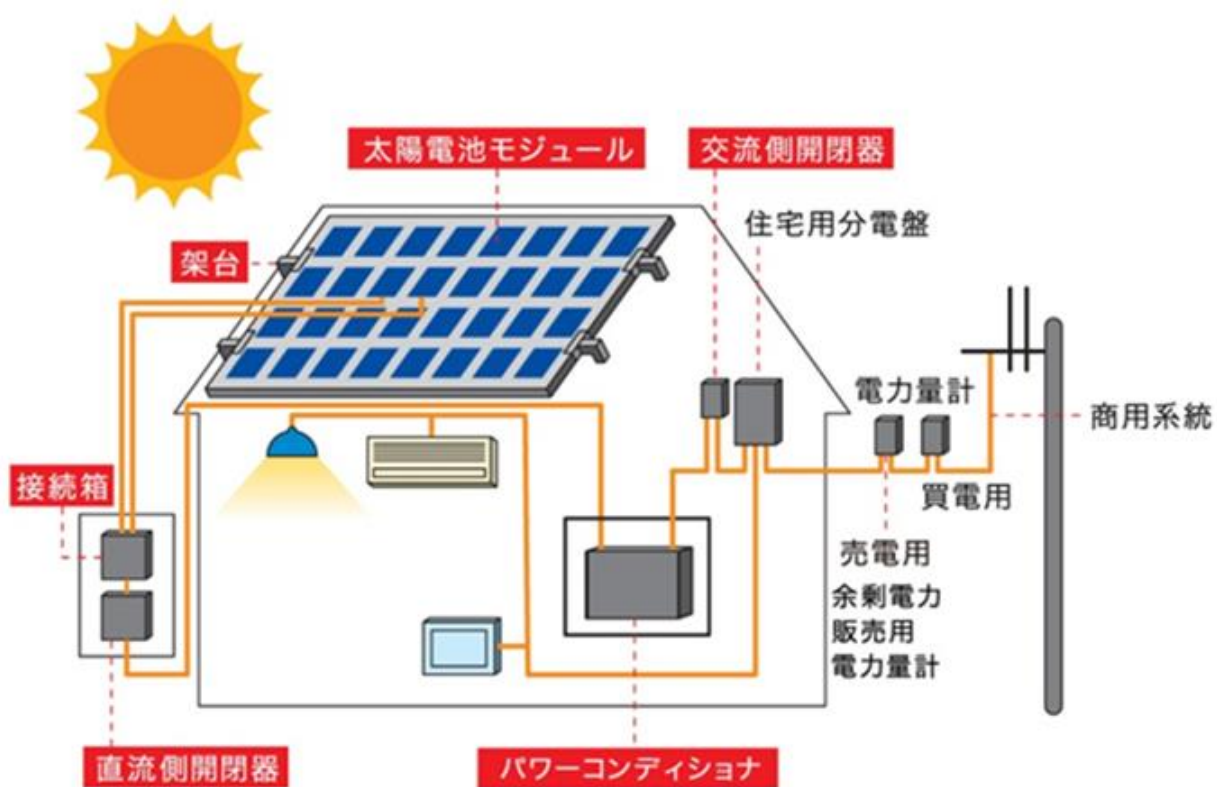
③ その他

- 申請者が居住する住宅敷地外への補助対象設備の設置は対象外です。
- 申請前に設置工事に着手した場合は対象外です。
- 申請者と補助対象システムの設置を予定する建物の所有者が異なる場合又は共有名義の場合は、当該建物の所有者又は共有者の承諾書の提出が必要です。
- 補助金申請者が居住する住宅の敷地内であれば太陽光発電パネルの設置場所として車庫、倉庫、カーポートへの設置はOKです。

④ 阿南市あなんでスマートホーム事業補助金(省エネ住宅に係わる補助金)

住宅課(電話 22-3431)へお問い合わせください。

令和5年度 阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金(太陽光発電システム等)について



住宅用太陽光発電システムイメージ図

【担当課】

阿南市 市民部 環境保全課

電話：0884-22-3413

ファクシミリ：0884-22-0727

Eメール：kankyou@anan.i-tokushima.jp

受付時間帯：午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝、休日を除く)

様式ダウンロード Web サイト：<https://www.city.anan.tokushima.jp/2022020200015>



令和5年度 阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金(太陽光発電システム等)について

申請者用チェックリスト(「交付申請書」提出時)			
項目	チェック内容	☑	
交付申請書	申請日・住所・氏名・ふりがな・電話番号の記入漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>	
	申請者の住所は住民票の住所を記入していますか。 ※現住所が阿南市以外でも申請可能ですが、実績報告書提出時に阿南市内の住民票が取得できる方に限ります。	<input type="checkbox"/>	
補助事業実施計画書	1設置予定場所	個人住宅の住所が記載されていますか。 <input type="checkbox"/>	
	3設置予定の太陽光発電システム等の概要	太陽光発電システムの最大出力は、小数点第2位未満の端数は切り捨てていますか。例)3.567kW→3.56kW	<input type="checkbox"/>
		設置する太陽電池モジュールは、財団法人電気安全環境研究所の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの又は、同等以上の性能、品質が確認されているものであり、太陽光発電普及拡大センターにより登録されたものになっていますか。	<input type="checkbox"/>
		家庭用蓄電池システム及び電気自動車等充給電設備(V2H)については、住宅用太陽光発電システムに常時接続されていますか。(ただし、接続する住宅用太陽光発電システムについては新設・既設を問わない。)	<input type="checkbox"/>
		▽家庭用蓄電池システムについては、国が補助事業を委託した団体の実施する「ZEH支援事業」において蓄電システム登録済一覧に記載されているものですか。	<input type="checkbox"/>
		▽電気自動車等充給電設備(V2H)については、国が実施する電気自動車等充給電設備に係る補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されているものですか。	<input type="checkbox"/>
	・補助対象経費は、機械器具費、本工事費及び付帯工事費の合計になっていますか。補助対象外の経費(蓄電池購入費、手続き手数料等)は除いてください。 ・機器をリースで設置する場合や中古品は補助対象外。	<input type="checkbox"/>	
6工事着工予定日	申請日から起算して21日目以降となっていますか。 <input type="checkbox"/>		
7工事完了予定日	工事完了予定日は、設置工事が全て完了し、電力受給を開始する日になっていますか。 <input type="checkbox"/>		
添付書類	○設置住宅の所在地がわかる位置図 ※インターネットサイトの地図を利用する場合は、周辺環境(隣家の表札、ランドマーク)がわかるようにしてください。	<input type="checkbox"/>	
	○見積書その他書類の写し 対象システムの設置に係る工事の見積書その他書類のコピーを添付されていますか。	<input type="checkbox"/>	
	○工事着手前の現況が確認できる写真(カラー) 写真には撮影日を記入してください。デジタルカメラを用いて出力・提出する場合は、写真画質相当のものを添付してください。 ◆これから新築する住宅に機器を設置する場合 工事着工前の現状写真 ◆既築の建築物に太陽光発電システム等を設置する場合 設置予定の建築物全体の写真/太陽光発電システム等を設置する予定場所の写真 ◆太陽光発電システム等が設置された住宅を購入する場合 購入予定の住宅の全体写真/太陽光発電システムを設置した場所の写真	<input type="checkbox"/>	

令和5年度 阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金(太陽光発電システム等)について

<p>○住宅用太陽光発電システムについては、発電された電力の使用形態が分かる書類の写し 次のような書類の提出を添付してください。</p> <p>◆余剰電力を売電する場合には、電力会社へ提出した売電申込書の写し、売電を行うために 関係機関に提出した書類の写し、工事図面で余剰電力の売電の記載のあるもの等、申請の時 点で売電する予定であることが確認できる書類であれば可とします。</p> <p>◆全量を自家消費する場合には、自家消費の旨が分かる工事契約書の写しや、電力会社に自 家消費のための工事を行うための申込書の写し等、発電された電力が全量自家消費である旨 の内容が分かる書類なら可とします。</p> <p>○承諾書 申請者と太陽光発電システムを設置する建物の所有者が異なる場合又は共有名義の建物の 場合、当該建物の所有者(共有者)の承諾書(書面)を添付してください。</p>	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

令和5年度 阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金(太陽光発電システム等)について

申請者用チェックリスト(「実績報告書」提出時)		
項目	チェック内容	☑
実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日・住所・氏名・電話番号の記入漏れはありませんか。 ・申請者の住所が補助事業完了報告書にある「2 対象システムの設置場所」と同じですか(阿南市内であり、住民票の住所と同じであること)。 	<input type="checkbox"/>
別紙1補助事業完了報告書	補助対象経費は、機械器具費、本工事費及び付帯工事費になっていますか。補助対象外の経費(蓄電池購入費、手続き手数料等)は除いてください。	<input type="checkbox"/>
別紙2太陽電池モジュールの製造番号表	メーカーが発行する製造番号表「太陽電池モジュールの製造番号表」のコピー可。	
カラー写真	○対象システムを設置した建物全体写真 <ul style="list-style-type: none"> ・対象システムを設置した建物の全体がわかるもの。 ※太陽電池モジュールを設置した建物に連系点がある場合は、建物全体写真は1枚でも可。 	<input type="checkbox"/>
	○対象システムの設置状況を示す写真 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として設置した太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの(屋根面ごとに必要)。 ・写真は複数枚にわたっても可としますが、写真を分割する場合には、お互いの写真の位置関係がわかるようにしてください。 ・全ての太陽電池モジュールの枚数が確認可能な写真が撮影できない場合は、写真に加え、補足資料としてシステム配置図を提出してください(一部分でもモジュールが写っている写真が必須)。 ・家庭用蓄電池システム及び電気自動車等充給電設備(V2H)の設置状態が確認できるもの 	<input type="checkbox"/>
	○連系点の建物全体写真 (パワーコンディショナ、余剰電力販売用電力計を設置した建物の写真) <ul style="list-style-type: none"> ・連系した建物の全体が判る写真(機器類が一緒に写っている必要はありません)。 ※太陽電池モジュールを設置した建物に連系点がある場合は、建物全体写真は1枚でも可。 	<input type="checkbox"/>
	○パワーコンディショナ設置の写真と銘板の写真 <ul style="list-style-type: none"> ・パワーコンディショナの機器の全体が収まっている写真。 ・形式番号、および製造番号が1枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真。 	<input type="checkbox"/>
添付書類	○太陽光発電システム等の工事請負契約書の写し <ul style="list-style-type: none"> ・契約者は申請者本人になっていること。 ・設置する太陽光発電システム等の購入が明確に確認できること。 	<input type="checkbox"/>
	○領収書(申請者本人宛)の写し <ul style="list-style-type: none"> ・経費の内訳が明記されていること。 	<input type="checkbox"/>
	○電力事業者との電力受給契約確認書の写し(発電された電力の使用状況が分かる書類の写し) <ul style="list-style-type: none"> ・申請者名と電力受給契約者名は同一となっていること。 ・受給地点は住民票の住所と同じであること。 ・受給契約電力(kw)・太陽電池最大出力(kw)・インバータ定格出力(kw)等が確認できること。 ・電力の受給開始日が確認できること。 ・売電を伴わない場合については、自家消費が分かる書類(「連携開始のお知らせ」等)を提出すること。 	<input type="checkbox"/>
	○補助金交付請求書 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人名義の口座を記載してください。 	<input type="checkbox"/>